



新庄市手話言語条例をここに公布する。

令和 3 年 1 月 14 日

新庄市長

山尾順紀

新庄市条例第 23 号

新庄市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる独自の体系を有し、手指及び体の動き並びに表情を使って視覚的に表現する言語である。また、手話は、物事を考え、互いを理解し合い、知識を蓄え、社会生活を営むための言葉として、ろう者が長年に渡って大切に育んできた言語である。

しかしながら、過去には手話が言語として認められず、また、手話を使用する環境も整備されてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、多くの不便と不安を抱えながら生活してきた。

こうした中で、平成 18 年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成 23 年に改正された障害者基本法において、手話が言語であることが明記されたが、手話に対する理解や普及は深まっているとは言い難い状況にある。

このため、手話に対する理解や普及を推進することにより、ろう者とろう者以外の者とが互いを理解し合い、ともに支え合い、このまちの豊かな自然や伝統文化を感じ、伝えていくことのできる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者（聴覚障害者であつて手話を使い日常生活を営む者をいう。以下同じ。）に対する理解の促進並びに手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生する地域社会の実現を目的とする。

(基本理念)

第 2 条 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及を図るものとする。
（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念に対する市民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

（施策の推進）

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくりに関する施策
- (3) 手話を学ぶ機会の提供に関する施策
- (4) 手話による意思疎通の支援に関する施策

2 市は、前項の規定による施策の推進に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場の確保に努めるものとする。

（財政上の措置）

第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。